

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### (W e b会議【発注者指定型】)

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (W e b検査【発注者指定型】)

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### (情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouu/>

#### (本業務の特記仕様事項)

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

##### 第一条 目的

本業務は、「R4河川 紀伊水道西沿岸他 小・和田島他 海岸保全基本計画検討業務」に基づき、那佐地区海岸他における気候変動を踏まえた2050年時点の津波・高潮対策事業検討を行うものである。

##### 第二条 業務内容

## 1. 設計計画

業務の目的・主旨を十分把握したうえで、業務を円滑に遂行するための技術の方針および検討項目毎の工程計画を策定し、業務計画書を作成する。

## 2. 資料収集・整理

津波及び高潮に対する現況施設の状況を把握するための資料を収集整理する。下記の資料については、監督員から貸与する。

- ① R4河川 紀伊水道西沿岸他 小・和田島他 海岸保全基本計画検討業務<sup>※1</sup>
- ② 施設台帳
- ③ 最新の横断図
- ④ 地形データ
- ⑤ 背後地の地盤高データ
- ⑥ その他必要となる資料

## 3. 現地踏査

収集整理した資料を基に対象施設の状況、計画地点及び周辺の地形等を現地で踏査確認し、把握整理して計画を進める上で基礎資料とする。

## 4. 対策工法の検討

代表断面を設定し、津波または、高潮対策工検討並びに概算工事費を算出する。対策工法の検討に使用する設計諸元は、※1で定めている値を用いるものとする。また、高潮対策については、面的防護等を含む対策工法を検討する。

なお、代表断面は1～2断面を想定しているが、断面数に変更が生じた場合は、監督員との協議により変更対象とする。

## 5. 事業効果の検討

### (1) 浸水範囲の推計

現況施設に対する浸水範囲を推計する。浸水範囲は、高潮や津波による越波・越流量を算出し、その越波・越流量が背後地にそのまま湛水すると仮定する「レベル湛水法」による簡易的な手法を用いて推計する。

### (2) 資産被害額の算定

背後地の人口や一般資産、農作物等の資産を整理し、浸水深に応じた資産被害額を算定する。なお、資産被害額は「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版) 平成16年6月(令和6年2月一部変更)」に準じて算定する。

### (3) 効果の検討

現況施設における資産被害額及び4. で算出した概算工事費を比較し、事業効果(費用対効果分析)を検討する。

## 6. 照査

仕様書に基づく検討項目、計画内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

## 7. 報告書作成

設計条件、使用した基準、構造形式の決定根拠や経緯についてわかりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・電子成果品(電子媒体) 2部(正副1部)

## 8. 打合せ協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間打合せ1回、成果納品時の計3回の打合せを行う。